**2021（令和3）年度山陰海岸ジオパーク次世代青少年等育成支援事業募集要領**

**１　目的**

山陰海岸ジオパークを対象とした優秀な調査研究や取り組みの成果を、国内外の学術会議等において発表する青少年等を支援することにより、山陰海岸ジオパーク活動に参画する人材を育成します。

**２　主催**山陰海岸ジオパーク推進協議会

**３　応募資格**

　高校生、大学生等（学校・グループによる参加も可能）または山陰海岸ジオパークガイド・登録団体で、以下の要件を満たす方。

ア　健康状態が良好で、参加期間中、規律ある行動がとれる方。

イ　海外の学術会議等の場合、基礎的な英会話能力を有し、積極的に他者とコミュニケーションをとることができる方。

ウ　学術会議等に参加後、実績報告書を提出するとともに、参加の成果を生かした事後活動に、積極的に参加できる方。

エ　学校長（所属長）が、海外（国内）の学術会議等への参加に同意する方。

オ　他の団体等から本事業と重複する補助、助成等を受けていない方。

　さらに、以下の要件も満たす方。

（1）高校生、大学生等（学校・グループ）の方

ア　山陰海岸ジオパークを対象とした研究・調査を進める方。

イ　参加する学術会議等で、山陰海岸ジオパークを対象とした研究・調査について口頭発表またはポスター発表ができる方。（会議によっては英語での発表もあります。）

（2）山陰海岸ジオパークガイド・登録団体の方

ア　参加する学術会議等で、ガイドの取り組み等について口頭発表またはポスター発表ができる方。

（会議によっては英語での発表もあります。）

**４　支援対象とする会議**

　以下のいずれかの会議等で参加を希望するもの。

1. 第9回GGN国際会議（韓国　チェジュ島　2021（令和3）年9月予定）
2. 第１１回日本ジオパークネットワーク全国大会（島根県 2021（令和3）年10月上旬予定）
3. 日本地球惑星科学連合2021年大会（神奈川県 2021（令和3）年5月予定）
4. その他、202１（令和3）年度に開催される会議等で、山陰海岸ジオパーク推進協議会会長が適当と認める事業

**５　補助金の額等**

* 1. 補助金額

補助率は定額とし、補助金額は参加決定後に提出していただく補助金交付申請書類を審査したうえで決定します。なお、補助金額の上限は、以下のとおりとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 海外の学術会議等の場合 | 国内の学術会議等の場合 |
| 個人参加の場合 | 30万円 | 15万円 |
| 団体(2人以上)参加の場合 | 50万円 | 25万円 |

* 1. 補助対象経費

渡航費、交通費、宿泊費、会議等への参加登録費、旅行保険代及び翻訳料等の委託料

* + - 上記の補助対象経費に飲食代が含まれる場合は除くこと。
    - 渡航費、交通費及び宿泊費は、基本、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和３５年兵庫県条例第４４号）の規定に基づき算出した経費とします。
    - 上記に該当しない経費であっても、山陰海岸ジオパーク推進協議会長が必要と認める場合があります。
  1. 補助金の支払い

必要書類を精査の上、補助金の額を確定して概算払いもしくは精算払いにて支払います。

**６　募集人員**　　予算の範囲内で若干名（審査の結果、該当者なしの場合もあります。）

**７　応募方法**

応募者は、参加申込書を山陰海岸ジオパーク推進協議会事務局あてに提出してください。

詳しくは、当事務局にお問合せていただくか、当事務局ホームページ（http://sanin-geo.jp/）を確認してください。（参加申込書の様式もホームページ内にあります。）

**８　募集期間**

第1次募集期間：2020（令和2）年11月27日（金）～2021（令和3）年1月18日（月）必着

第2次募集期間：2021（令和3）年1月19日（火）～2021（令和3）年5月31日（月）必着

　　　※締め切り後、選考を行い合否の結果が出るまでに、１ヶ月程度かかります。参加を希望する大会等への参加登録及び投稿の締め切りに間に合うよう計画を立てて応募してください。

**９　申込先・問合せ先**

山陰海岸ジオパーク推進協議会事務局

〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町7-11（兵庫県豊岡総合庁舎内）

TEL：0796-26-3629　　FAX：0796-26-3785　　E-mail：geopark@pref.hyogo.lg.jp

**10　選考**

山陰海岸ジオパーク推進協議会で選考委員会を開催し選考を行い、書類審査（必要に応じ面接）により参加者を決定します。合否の結果は、２月上旬（第1次）、６月下旬（第2次）に書面にて通知します。

**11　交付申請等**　　参加決定者は、別途、補助金交付申請書類の提出が必要となります。

**12　その他**

1. 交付決定後、参加者として不適当と認められる事由が生じた場合は、その決定を取り消すことがあります。
2. 交付決定後、参加者の自己都合により辞退しキャンセル料等が発生する場合は、個人で負担していただきます。
3. 国際情勢の変化等によっては、主催者の判断により事業内容を見直すことがあります。